

(様式第1)

疑義照会(回答)票 (役員の定年再雇用)

照会日 平成22年6月2日
照会部署名 広島事務センター 厚生年金グループ
照会担当者 (役職名) 管理・厚生年金G長 笹岡 猛
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 太田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-001	本部受付番号 No.2010-633
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

役員の定年再雇用の取り扱いの可否について

(内容)

役員規定で役員の定年が定められている場合、当該役員規定をもって、該当役員を定年再雇用として取り扱うことは可能か否か。

今回の役員規定では、

(役員の定年) 第12条 役員の定年は以下の各号に定めるとおりとする。(1)

会長 75歳 (2) 社長 70歳 (3) 他の取締役 60歳 (4)
常勤監査役 60歳

2. 役員が定年に達したときは、最初の決算期に関する定時株主総会の終結時に退任するものとする。

(退任後の待遇) 第13条 在任中の役位または功績等を勘案し、定年に達した役員を新たに嘱託社員として採用する。

と定められている。

また、今回の対象は60歳定年の役員が嘱託で再雇用される場合である。

＜照会に係る諸規程等の名称、条文番号等＞

平成8年4月8日保文発269／庁文発1431

疑義照会回答 CO. 090819-215

＜対応案＞

① 定年再雇用として取り扱うことが可能とする場合

当該規約には役員の退任について、また、退任後の待遇について記載があること、社長と他の役員との間に使用関係があるもとと思料されることから、一般の正社員同様、定年再雇用の取り扱いができるものと解する。

② 定年再雇用として取り扱うことを可能としない場合

たとえ役員規約に退任についての定められているとしても、定年再雇用について、役員と一般の正社員と同様の取り扱いをすることは、適当ではない。なぜなら、役員は法人に対し、一定の責任を負い、社長と使用関係にあると認めがたいため、また、取締役から代表取締役に就任されることが予想されるためである。

（ブロック本部回答）

疑義照会（回答）（コード番号：090819-215）によれば、「②・・・例えば役員規程若しくは雇用契約書に明記しているなど、事前に書面等を作成している場合はどうか」との疑義に対しては、直接の回答がなされていないことから、役員に対する取り扱いについては不明であり、また、役員についてもこの取扱いを適用するとした場合でも、役員規程のみで「定年再延長を客観的に判断するための必須書類」とできるかについては不明である。

したがって、本部品質管理Gへ照会していただきたい。

回答日 平成22年5月19日

回答部署名 中国ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）グループ長 細美辰雄

連絡先

メールアドレス

(本部回答)

法人の役員等については、法人から労務の対償として報酬を受けている場合は、法人に使用される者として厚生年金保険等の被保険者としている。したがって法人の役員が特別支給（60歳台前半）の老齢厚生年金の受給権者であり、役員規程等で役員を退任したことが客観的に確認できれば、この通知の取扱いに該当することになると思料する。事例の役員規程では、役員が定年に達した時は、「最初の決算期に関する定時株主総会の終結時に退任するものとする」と規定されていることから、当該役員規程と併せて定時株主総会の議事録等で役員を退任した日を確認することが望ましいと考える。

また、当該役員規程において、「在職中の役位または功績を勘案し、定年に達した役員を新たに嘱託社員として採用する」と規定されているが、この規定部分だけでは、当該退任した役員が「再雇用」されることは不明確なため、嘱託再雇用時の雇用契約書等で再雇用されたことを確認されたい。

(この通知は平成22年9月1日より改正されるため、改正以降は定年退職に限定されない取扱いとなる。)

回答日 平成22年 8月23日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上